

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
株式会社古荘本店 熊本市古川町13番地	株式会社古荘本店	平成15年9月8日

公 告

熊本県公告第680号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定に基づき実施した平成15年度職業訓練指導員試験の合格者は、次のとおりである。

平成15年9月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成15年度職業訓練指導員試験合格者

受験番号	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、21、25、26、27、28、29、30、31、34、35、36
------	--

熊本県公告第681号

熊本県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年熊本県条例第18号）第2条の規定により、平成15年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

平成15年9月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験の種類及び日程
 - 筆記試験 平成15年11月28日 午前10時から正午まで
 - 口述試験 平成15年11月28日 午後1時から午後5時まで
- 2 試験の場所
 - 熊本県庁本館10階林務水産部会議室（熊本市水前寺六丁目18番1号）
- 3 試験の方法
 - (1) 筆記試験
 - ア 必須科目 林業一般（林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械）及び普及方法の2科目
 - イ 選択科目 森林保護、森林機能保全、林産、特用林産又は林業機械のうち、受験者があらかじめ選択する1科目
 - (2) 口述試験
 - 社会常識その他林業改良指導員として必要な能力等
- 4 受験資格

試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は当該課程を修める者のうち試験の実施期日から起算して1年以内に卒業見込みのもの
 - (2) 学校教育法による短期大学又は森林法施行令（昭和26年政令第276号）第10条第2号の農林水産大臣の指定する教育機関において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの
 - ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育
 - イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導
 - (3) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後試験の実施期日までに、前号ア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、これらの者と同等以上の学識及び経験を有すると知事が認めた者
- 5 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 受験願書
 - イ 履歴書
 - ウ 卒業証明書等
 - (ア) 4の(1)に該当する者にあつては、最終学校の卒業（卒業見込み）証明書
 - (イ) 4の(2)又は4の(3)に該当する者で検定に合格した者以外の者にあつては、最終学校卒業証明書